

資料5 罰則のある市の規定例

武蔵野市	三鷹市	狛江市
(1) 勧告		
<p>第 76 条 市長は、開発事業者等又は特定事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該開発事業者等又は特定事業者等に対し、相当の期限を定めて、開発事業又は特定事業に関する工事の中断、中止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により、第 47 条の規定による通知を受けたとき。</p> <p>(2) 第 47 条の協議の結果の内容と異なる工事をしたとき。</p> <p>(3) 第 48 条の協定の内容と異なる工事をしたとき。</p> <p>(4) 第 75 条の規定に違反して、開発事業に関する工事に着手したとき。</p> <p>(5) 偽りその他不正の手段により、第 50 条の3の規定による通知を受けたとき。</p> <p>(6) 第 50 条の3の協議の結果の内容と異なる工事をしたとき。</p> <p>(7) 前条の規定に違反して、特定事業に関する工事に着手したとき。</p> <p>2 市長は、権利取得者が第 31 条第1項の規定に違反したときは、当該権利取得者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p>	<p>第 42 条 市長は、大規模土地所有者等、大規模開発事業者又は開発事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該者に対し、開発事業等に関する工事の停止若しくは中止を勧告し、又は相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 第23条の2の規定による大規模土地取引行為届出書を提出せず、又は虚偽の記載をしたとき。</p> <p>(2) 第 23 条の4第1項の規定による大規模土地利用構想届出書を提出せず、又は虚偽の記載をしたとき。</p> <p>(3) 第 26 条第1項の規定による事前協議書若しくは同条第2項の規定による事前協議変更届出書又は第 26 条の2の規定による解体事業計画書を提出せず、又は虚偽の記載をしたとき。</p> <p>(4) 第 27 条第1項の規定による標識の設置又は第 28 条第1項、第2項若しくは第 33 条第1項の規定による説明会等の実施をしなかったとき。</p> <p>(5) 第 29 条第1項若しくは第2項、第 30 条第2項、第 34 条第1項、第 36 条第3項又は第 41 条第2項の規定による指導に従わないとき。</p> <p>(6) 第 32 条第1項の規定による環境配慮計画書若しくは同条第3項の規定による環境配慮計画変更届出書を提出せず、又は虚偽の記載をしたとき。</p> <p>(7) 第 32 条第4項の規定による報告又は第 41 条第1項の規定による報告若しくは立入調査を拒んだとき。</p> <p>(8) 第 38 条の規定による協定を締結しないとき。</p> <p>(9) 第 40 条第2項の規定による工事着手届又は同条第3項の規定による工事完了届を提出せず、又は虚偽の記載をしたとき。</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、この章に定める規定に違反したとき。</p>	<p>※是正命令の前に勧告する必要なし。</p>
(2) 是正命令		
<p>第 77 条 市長は、前条第1項の規定による勧告(同項第1号、第2号又は第4号に該当してなされるものに限る。)を受けた開発事業者等が当該勧告に従わないときは、当該開発事業者等に対し、開発事業に関する工事の停止若しくは中止を命じ、又は相当の期限を定めて、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	<p>第 44 条の2 市長は、第 42 条(第1号、第2号及び第 10 号を除く。)の規定による勧告を受けた開発事業者等が当該勧告に従わないときは、当該開発事業者等に対し、開発事業等に関する工事の停止若しくは中止を命じ、又は相当の期限を定めて、当該違反を是正するためにとるべきことを命ずることができる。この場合において、市長はあらかじめ審査会の意見を聴くものとする。</p>	<p>第 78 条 市長は、事業者が次の各号いずれかに該当するときは、当該事業者に対し、期限を定めて違反を是正するため必要な措置を講ずるよう命ずることができる。</p> <p>(1) 第 34 条に規定する届出書若しくは第 37 条第1項に規定する申請書(第 70 条第3項において準用される場合を含む。以下この条において同じ。)又は第 56 条第2項に規定する大規模開発等事業構想届出書を提出せずに開発等事業に着手したとき。</p> <p>(2) 第 34 条に規定する届出書若しくは第 37 条第1項に規定する申請書又は第 56 条第 2 項に規定する大規模開発等事業構想届出書に虚偽の記載をして提出したとき。</p>
(3) 罰則		
<p>第 80 条 第 77 条の規定による命令に違反した者は、20 万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第 50 条 第 44 条の2の規定による是正命令に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第 79 条 前条による命令に従わずに開発等事業を継続し、又は開発等事業に着手した者については、6月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。</p>
(4) 両罰規定		
<p>第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。</p>	<p>第 51 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。</p>	<p>第 80 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関して前条に規定する違反をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の罰金刑を科する。</p>